

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が変わります



平成21年度から、65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が変わります。要介護等認定者の数や介護サービス利用量の増加に伴い、町の介護保険に係る費用も増大しています。サービスの質・量を確保するための改定にご理解ご協力をお願いします。

- ◎税制改正に伴う激変緩和措置は、平成20年度で終了しました。
- ◎世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方のうち本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方の保険料率を、1.00から0.83に軽減する保険料の弾力化を実施しています。
- ◎平成21年度および平成22年度の保険料の上昇分のうち、介護報酬改定に伴う上昇分が介護従事者処遇改善臨時特例交付金により軽減されることを考慮して、平成21~23年度の保険料を段階的に設定しています。

鬼北町の平成21年度から23年度までの介護保険料

【保険料の算定に関する基準と保険料】

保険料段階	対象者	保険料率(×基準額)	保険料(年額)		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方、生活保護受給者の方	0.50	24,300円	24,700円	25,000円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50	24,300円	24,700円	25,000円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	0.75	36,500円	37,000円	37,500円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方	1.00	48,600円	49,300円	50,000円
	弾力化 第4段階に該当する方のうち、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.83	40,400円	40,900円	41,500円
第5段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	1.25	60,800円	61,600円	62,500円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方	1.50	72,900円	74,000円	75,000円

問い合わせ先 保健福祉課介護保険係 (内線618)